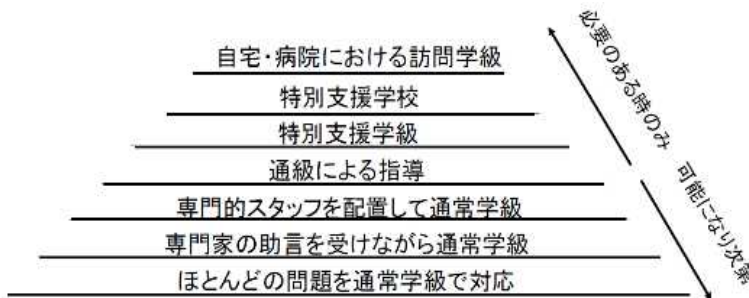


Q 連続性のある「多様な学びの場」とは？

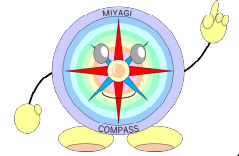
A インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。**小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要**である。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)H24)を基に作成

高等学校でも通級による指導が始まり、同様に連続性のある「多様な学びの場」が整備されています。



学びの連続性を重視した対応(学習指導要領改訂の基本方針)

○「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の基本的な考え方の明確化

- ・ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることを規定
- ・ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができること、道徳科の内容についても同様であることを規定

○ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理

- ・ 小・中学部の各段階に目標を設定
- ・ 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- ・ 小学部の子供のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の子供のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、子供が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定

(特支小中学学習指導要領解説総則編 第1編第1章第2節2ア)を基に作成

